

関西広域連合の東日本大震災に対する支援活動概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大かつ深刻な被害を与え、戦後最大の災害となっている。また、東京電力福島第一発電所で発生した原子力災害においては、住民の被ばく、農作物の汚染など、周辺環境に重大な被害を与えている。

この大災害に対し、関西広域連合は、被災の一日も早い復旧・復興を心から願い、16 年前の阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かし、構成府県が一丸となって、被災地への支援に取り組んできた。今後とも、必要な支援はもとより、関西広域連合として適切な助言や提案を継続していく。

1 関西広域連合委員会の開催

関西広域連合構成府県の知事等が集まり、構成府県が有する資源を集約して迅速かつ効果的に、大きな被害を受けた 3 県を中心に支援していく方策を協議

(1) 第 4 回関西広域連合委員会（平成 23 年 3 月 13 日開催）

「東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる関西広域連合からの緊急声明」を発出し、カウンターパート方式による支援及び各被災県に現地連絡所を開設して被災地のニーズを集約することを表明

【カウンターパート方式】

被災県	応援府県
岩手県	大阪府、和歌山県
宮城県	兵庫県、鳥取県、徳島県
福島県	滋賀県、京都府

【支援する内容】

- ① 被災地対策
- ② 支援物資等の提供
- ③ 応援要員の派遣
- ④ 避難生活等の受け入れ

(2) 第 5 回関西広域連合委員会（平成 23 年 3 月 29 日開催）

東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案の取りまとめ等を行った。

- ① 関西広域連合からの緊急声明（第二次）の発出（被災県・市町村への応援要員の派遣、阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かした助言・指導、被災者受入体制の充実）
- ② 国への緊急提案の取りまとめ
- ③ 被災地域の産業活動支援に関するメッセージの発出
- ④ 関西経済・観光の維持振興にかかる申し合わせ事項の確認
- ⑤ 原子力発電等に関して、関西電力、中国電力、四国電力（すべて 4 月 8 日に申入）へ申し入れることの確認
- ⑥ 被災地外の被災者登録制度実施の申し合わせ
- ⑦ 被災者支援システムの被災地での普及の申し合わせ

2 現地連絡所の設置・充実

(1) 設置場所・時期

被災県	設置場所	設置時期	担当府県
岩手県	岩手県庁内	3月14日(月) 17:00	大阪府、和歌山県
宮城県	宮城県庁内	3月14日(月) 10:30	兵庫県、鳥取県、徳島県
福島県	会津若松合同庁舎内	3月16日(水) 9:30	滋賀県、京都府
	福島県庁内	3月16日(水) 13:00	

※ 各被災県の負担を軽減するため、衛星携帯電話など必要な用品は持ち込み、食料や宿泊場所・用品は各府県で確保

※ 福島県現地連絡所は、原発事故の関係で設置時期が3月16日となった。

(2) 業務内容

阪神・淡路大震災の経験から、支援を受け入れる各被災県の災害対応に負担をかけないことを旨とし、以下の支援活動を行う。

① 関西広域連合の構成府県が行う支援の現地での受け入れの確認、各被災県と受け入れ拠点から被災地への物資の輸送調整等を実施。
② 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告。
③ 各被災県の被災ニーズを把握し、逐次報告。
④ 阪神・淡路大震災の経験を生かし、応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後、発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う。

(3) 現地連絡所の充実

被災府県連絡所	内容
宮城県現地連絡所	甚大な被害を受けた市町を支援するため、現地支援本部にするとともに、3月23日から兵庫県・鳥取県・徳島県の県・市町村職員等で構成する3市町支援本部（気仙沼市・石巻市・南三陸町）を設置
岩手県現地連絡所	岩手県庁内にある現地連絡所を、4月1日から岩手県庁周辺のオフィスを借りて現地事務所へと充実
福島県現地連絡所	当面は福島県庁内・会津若松合同庁舎内の2カ所体制を維持

3 支援の実施

(1) 人的支援

区分	延べ派遣人数 (3/11-4/24)	派遣人数 (4/24)
警察部隊（広域緊急援助隊含む）	35,585名	1,175名
緊急消防援助隊の派遣実績	7,289隊	6隊
DMA Tの派遣実績	283隊	3/22 派遣終了
日本赤十字社の医療救護班の派遣実績	2,678名	30名

○構成府県から職員派遣実績

区 分	延べ派遣人数 (3/11-4/24)	派遣人数 (4/24)
支援連絡要員の派遣実績	1,130名	26名
避難所での健康対策等 (歯科医師等)	3,395名	75名
避難所運営支援	1,984名	53名
救護所等の医療支援 (医師等)	3,189名	84名
被災住宅対策	302名	8名
給水対策	給水車49台、305名	給水車1台、2名
教育対策 (学校避難所運営、こころのケア等)	303名	12名
その他 (し尿処理支援等)	車両7台、3,625名	84名
合 計	車両56台、人員14,233名	344名

(2) 物的支援

【4月24日現在 (主なものの累計)】

送付内容 (主なもの)					
アルファ化米	259,311	食	乾パン	187,311	食
即席麺	127,845	食	飲料水	444,837	本
その他飲料	62,814	本	簡易トイレ (屋外設置)	490	台
簡易トイレ (簡易式)	20,732	台	小児用おむつ	498,095	枚
大人用おむつ	254,807	枚	整理用品	625,572	枚
マスク	3,249,920	枚	医薬品	3,744	箱
医療資機材	11	箱	乳児用調整粉乳	3,148	缶
離乳食	34,860	食	ほ乳瓶	2,204	個
毛布	63,581	枚	カイロ	285,553	個
ブルーシート	4,890	枚	飲料用ポリタンク	51,850	個
飲料水用ポリ袋	20,525	袋	土嚢袋	76,620	袋
文房具等	70,927	点			

(3) 避難者の受入

① 一時遠隔避難所の設置について発表 (3月18日)

- ・ 空き校舎、空き公営住宅を避難所として活用することを検討
- ・ 受入人数は数万人規模とすることで調整を行う

② 避難者受入実績数

(4月21日現在)

区 分	受 入 内 容
公営住宅等	509世帯 1,617人
府県・市町村職員住宅等	27世帯 95人
民間住宅等	44世帯 132人
一時避難所	27世帯 62人
入院患者 (透析患者を除く)	2人
高齢者関係施設	2人
学校 (幼児・児童・生徒転入学)	316人

4 国への提言等

(1) 関西広域連合からの提言等

提案等名	提出先	概要
東日本大震災に関する緊急提案 (H23. 4. 4)	内閣官房長官 総務大臣 等関係 15 大臣等	阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、被災地、被災者の実状に応じたきめ細やかな支援が行われるよう、全 76 項目を緊急提言 (項目) ・被災者・被災地の復旧・復興に向けた提言 ・住宅、産業復興、インフラ整備に係る緊急 3 ヶ年計画の策定 ・地域主体の復興推進のしくみづくり ・復興基金の早期創設 等 ・福島原発事故への対応 ・津波対策の総合的な推進
農畜産物等食の安全確保策等について (H23. 4. 4)	内閣官房長官 総務大臣 等関係 15 大臣等	東京電力福島第一原子力発電所事故による一部の農畜産物の出荷制限について、判断基準が必ずしも明確でない等による、買い控え、諸外国の過剰反応が生じていることに対し、7 項目を緊急提言 (項目) ・速やかな食品衛生法上の基準値の設定、 ・食品や農畜産物の計画的検査と結果公表 ・出荷制限に係る判断基準の明確化 ・風評被害の防止 等
原子力発電等に関する緊急申し入れ (H23. 4. 8)	関西電力、中国電力、四国電力 ※ 井戸連合長、嘉田知事、山田知事等から関電八木社長に申し入れ	東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を受け、関西における立地地域への影響等を考え、住民が信頼できる原子力災害対策や中長期的な自然エネルギーの供給について、7 項目を申し入れ (項目) ・原子炉冷却のための電源対策など冷却手段の確保対策 ・モニタリングポストの設置等監視体制強化 ・地域防災計画の見直し検討にあたっての積極的な情報提供 ・自然エネルギー導入への積極的な取組
復興を支えるための観光推進に関する緊急要望 (H23. 4. 19)	観光庁長官 ※ 山田知事から溝畑長官に手交	インバウンド観光、国内観光が自粛ムードの中で、「当面の観光に関する取組について」(観光庁長官通知)を受け、より積極的な取組を求め、3 項目を要望 (項目) ・国内各地での観光キャンペーンの積極的な展開 ・海外での積極的なプロモーション(海外メディアのファムトリップ等) ・訪日外国人旅行者の安心感のための正確でわかりやすい情報発信

(2) 関西広域連合への提言

提言名	提言元	概要
東日本大震災からの日本再生への緊急提言 (H23. 4. 20)	京都、大阪、神戸 3 商工会議所 ※ 立石会頭(京都)、大橋会頭(神戸)等が井戸連合長に提出	東日本大震災を受け、日本全体に危機が陥る中、関東圏と関西圏による国土の双眼構造の構築をはじめ、日本再生のため、4 項目を緊急提言 (項目) ・首都機能の双眼化に向けた受け皿となる機能充実 ・関西での非常時における危機管理体制の構築や原子力発電の安全性の確保 ・食品や工業製品に対する風評被害への対応、インバウンド観光の推進 ・関西が日本経済の下支えを行う関西から元気を発信

5 活動概要の主なもの（時系列）

実施日	内 容
3月13日（日）	第4回広域連合委員会開催（再掲）
3月14日（月）	関西広域連合岩手県現地連絡所、宮城県現地連絡所設置（再掲）
	関西広域連合構成府県の被災地支援状況を取りまとめ記者発表を開始
3月16日（水）	広域防災局の体制強化
	関西広域連合福島県現地連絡所設置（再掲）
	府県営住宅の提供可能数等について被災3県に提示
3月18日（金）	一時遠隔避難所設置について発表（再掲）
	（全国知事会が救援物資送付先、被災県の割り振りを決定）
	広域防災局の組織強化として、災害対策課、被災者支援課、訓練課を新たに設置
3月19日（土）	宮城県内被災地を井戸広域連合長が視察
3月22日（火）	関西広域連合宮城チーム宮城県北部沿岸市町支援本部設置に伴う先遣隊が気仙沼市、石巻市及び南三陸町に出発
3月23日（水）	関西広域連合宮城チーム宮城県北部沿岸市町支援本部設置（再掲）
3月26日（土）	「阪神・淡路大震災 災害対策事例集（応急・復旧対策編）」を作成し、宮城県、岩手県、福島県に提供
	第2回関西広域連合広域防災局参与会議開催
3月28日（月）	NHK テレビ「クローズアップ現代」で関西広域連合の被災地支援の取り組みが放映される。
3月29日（金）	第5回広域連合委員会開催（再掲）
4月1日（金）	岩手県庁内にある現地連絡所を、4月1日から岩手県庁周辺のオフィスを借りて現地事務所へと充実（再掲）
4月4日（月）	農畜産物等食の安全確保等について国に緊急提案（再掲）
4月8日（金）	被災3県に被災者登録制度の協力依頼文書発出
	関西電力、中国電力、四国電力に対し、原子力発電等に関する緊急申し入れ（再掲）
4月19日（火）	「復興を支えるための観光推進に関する緊急要望」を環境庁長官に提出（再掲）
4月20日（水）	京都、大阪、神戸の3商工会議所から連合長充て「東日本大震災からの日本再生への緊急提言」を受ける。

【参考：東日本大震災の概要】

(1) 地震の概要（気象庁）

- ① 発生日時 平成23年3月11日 14時46分頃
- ② 震央地名 三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）
- ③ 震源の深さ 24km
- ④ 規模 モーメントマグニチュード9.0
- ⑤ 各地の震度（最大震度6弱以上）
震度7 宮城県北部
震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部

⑥ 津波

3月11日14時49分津波警報（大津波）を発表 ※現在は津波注意報も解除

津波の観測値（検潮所）

- ・えりも町庶野 最大波 15:44 3.5m
- ・宮古 最大波 15:26 8.5m以上
- ・大船渡 最大波 15:18 8.0m以上
- ・釜石 最大波 15:21 4.1m以上
- ・石巻市鮎川 最大波 15:25 7.6m以上
- ・相馬 最大並 15:51 9.3m以上（機器計測の最大値）
- ・大洗 最大波 16:52 4.2m

※ 津波高の最高値は18.3m（女川町）、遡上高では、37.8m（宮古市）（新聞報道より）

(2) 被害の状況（平成23年4月25日17:00緊急災害対策本部資料より）

- ① 人的被害（死者14,340名、行方不明者11,889名、負傷者5,314名）
- ② 物的被害（全壊68,237戸、半壊25,563戸、一部損壊214,640戸）

(3) 被災者支援の状況（平成23年4月25日17:00緊急災害対策本部資料より）

- ① 避難者 130,927名
- ② 応急仮設住宅の着工戸数
16,445戸着工済み（うち2,396戸完成）、221戸着工予定
※ 概ね2ヶ月で3万戸、その後の3ヶ月で3万戸を供給予定
- ③ 被災者の救助
救出等総数 26,708名

(4) ライフラインの復旧状況（平成23年4月21日被災者生活支援特別対策本部事務局資料より）

- ① 電気 東北3県の停電戸数は、約274万戸（3月11日）から約15万戸（4月20日16時）に減少（岩手県約2.8万戸、宮城県約8.3万戸、福島県約3.5万戸）。
- ② ガス 都市ガスの供給停止戸数は、約42万戸（3月11日）から約4千戸（4月21日17時）に減少。LPガスの供給停止戸数は、約166万戸（3月11日）から約10万戸（4月21日17時）に減少。
- ③ 水道 これまで復旧した総数は約220万戸。5県で約9万戸が断水（岩手県約2.5万戸、宮城県約5.1万戸、福島県約0.6万戸）。

(5) がれき処理状況（平成23年4月21日被災者生活支援特別対策本部事務局資料より）

岩手県では沿岸12市町村（計78箇所）、宮城県では33市町村（計103箇所）、福島県では20市町村（計75箇所）において、仮置き場を設置済み。岩手県では沿岸12市町村、宮城県では10市町、福島県ではいわき市・相馬市等で、仮置き場への災害廃棄物の搬入を実施中。